港湾計画の軽易な変更(案)について

内港地区 (晴海ふ頭)

1. 変更理由

豊洲・晴海開発整備計画において交通機能結節用地に位置付けられ、マルチモビリティステーションが整備されることから、土地利用区分を港湾関連用地から都市機能用地に変更する。

2. 変更内容

(1) 土地利用計画

都市機能用地

0.3ha

[新規計画]

港湾関連用地

0.3ha

[既設]

[港湾計画図(既定計画)]





[港湾計画図(今回計画)]

